

ページ 23 包括的指示下除細動プロトコルについて解説します。

(左) 側が現行プロトコル。(右) 側が改定案となっています。

現行プロトコルからの変更点は、JRC 蘇生ガイドライン 2020 および、消防救第 84 号総務省消防庁からの通知文を踏まえ、検討を行いました。

改定案下部の※1、未就学児までに対しては、除細動器が未就学児用パッド(除細動エネルギー減衰機能有するパッドを含む)や未就学児モードを備えている場合は、それを使用する。ない場合は、小学生～成人用パッドを代用する。の最後の一文を小学生～大人用パッドを代用するに変更。

※2、冬期の屋外など外部環境から明らかな高度低体温が疑われる場合は、除細動は原則1回のみとし、2回目以降は医師に相談する。との文面を記載しています。

そして、救急隊接触前に関係者により除細動が実施されていた場合、搬送先医療機関医師へ情報提供すること。なお、市民除細動の回数にかかわらず除細動プロトコルを実施する。を改定案に記載しています。解説は以上となります。